

# 【令和5年度】浜松市スマート農業推進事業費補助金のご案内

浜松市の認定農業者を対象に、スマート農業機器の購入を補助します（審査あり）  
（補助率2分の1以内、上限600万円）

## 1 事業の概要

浜松市におけるスマート農業の普及促進と農業者の所得向上・農業産出額の向上を図り、「もうかる農業」を実現させるため、認定農業者※による先進的栽培技術設備等の購入に補助金を支給します（補助事業への採否は審査により決定します）。

※ 「農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画を浜松市が認定した者」をいいます。本市を含む複数市町村にまたがる農業経営改善計画を県又は国が一括して認定した場合を含みます。

## 2 補助金の申請資格

申請者は次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

- (1) 認定農業者または認定農業者3人以上で構成された農業者団体※であること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること、または指定されていないことについて正当な理由があること。

※ 農業者団体にあつては「代表者の定めがあること」と「構成メンバー全員が認定農業者であること」も両方満たす必要があります。

## 3 補助金の金額

補助対象経費の2分の1以内で、上限は600万円です。

## 4 補助対象事業

補助事業の種類	補助対象経費	補助率	備考
高度な環境制御による栽培施設システムの導入補助	野菜や花き等の周年・計画生産を行う、高度な環境制御が可能な太陽光利用型植物工場に近い栽培形態にするために必要な統合環境制御装置及び養液栽培システム等の導入設置費用	2分の1以内 ※ 補助金額 600万円を 上限とする。	以下の1及び2の条件を満たすこと。なお、温室・ハウスの設置費用は補助対象としない。 1 既存の太陽光利用型の温室・ハウスにて、養液栽培又は養液土耕栽培をすること又はしていること。

			2 1の温室・ハウス内にて、環境測定値を基に、複数の環境制御機器を自動で総合的に制御すること。
環境測定装置の導入補助	IoT 機能を用いて遠隔で生産に必要な環境要素を測定・確認できるシステムの導入設置費用	2分の1以内 ※ 補助金額600万円を上限とする。	パソコン、タブレット及びスマートフォンは補助対象から除く
環境制御装置の導入補助	AI・IoT 機能を用いて遠隔で生産に必要な環境要素を制御できるシステムの導入設置費用	2分の1以内 ※ 補助金額600万円を上限とする。	パソコン、タブレット及びスマートフォンは補助対象から除くほか、以下の1及び2の条件を満たすこと。 1 環境測定装置を導入する又は既に導入しており、導入する環境制御装置に関連する環境要素をIoT 機能により遠隔地から測定・確認できること。 2 導入する環境制御装置は1の環境測定装置と連動して稼働し、AI 機能による自動制御又はIoT 機能による遠隔操作ができること。
先進的栽培技術を活用した機械の導入補助	上に掲げるもののほか、自動走行農業機械、農業用アシストスーツ、自動判別装置が組み込まれた収穫機・選果機等の導入設置費用	2分の1以内 ※ 補助金額600万円を上限とする。	以下の1又は2の条件を満たすこと。 1 AI 機能又はIoT 機能が含まれている機械であること。 2 農林水産省による「スマート農業技術カタログ」に記載された機械であること（機械の購入に限る）。
その他の先進栽培技術等の導入補助	その他市長が認めたもの	2分の1以内 ※ 補助金額600万円を上限とする。	先進性が認められるものであること。

※ 購入した機器等の設置に係る付帯工事費は補助対象経費に含まれます。

- ※ 補助金の額は補助事業の種類ごとに補助対象経費に本表の補助率を乗じた額（千円未満切捨て）と補助金額の上限額のいずれか低い方を限度とします。
- ※ 複数の「補助事業の種類」を組み合わせた申請も可能です（ただし、補助金額の上限は補助事業の種類毎ではなく合計で 600 万円までとなります）。
- ※ 購入したスマート農機は浜松市内の用地に設置してください。移動利用が可能なスマート農機について、浜松市外での一時利用を検討している場合には、必ず事前に相談してください。

#### 【補助対象となる機器の例】

- 自動操舵機能付きのトラクター
- 農薬等散布・生育監視用のドローン
- センサーと AI を活用した圃場情報分析システム
- 自律走行機能付きの運搬支援ロボット
- 温度・湿度・光環境・炭酸ガス環境などの統合的な制御装置
- IoT を活用した水田用水管理システム

補助対象になる機器等の具体的なイメージが掴みにくい場合は、農林水産省のスマート農業技術カタログ ([https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/smart\\_agri\\_technology/smartagri\\_catalog.html](https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/smart_agri_technology/smartagri_catalog.html)) も参考としてください。農林水産省のスマート農業技術カタログに掲載されている機械の購入については、原則として「先進的栽培技術を活用した機械の導入補助」に該当するものと判断します（機械の購入に限ります）。

## 5 補助対象外経費

「4 補助対象事業」の規定にかかわらず、次の (1) から (12) のいずれかに該当するものは、補助対象外となります。

- (1) 税金（収入印紙代、消費税及び地方消費税を含む）
- (2) 振込手数料
- (3) リース料、通信料、講習費（スマート農機の操作に必要な資格等の取得費用を含む）、メンテナンス費、保険料等
- (4) 中古品の購入費用（リース品の買取りを含む）
- (5) 補助対象事業として内容及び費用等を明確に特定することが困難な経費（補助事業のみに用途を特定できない機器の購入費等）
- (6) 購入に係る帳簿類（見積書、発注書または契約書、納品書、請求書、領収書、振込控等）や、購入した機器等の実物を確認できない経費
- (7) 事業期間内（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 2 月 28 日まで）に、発注から支払までの手続きが完了しない経費
- (8) 特定の政治、宗教、選挙活動を目的とする事業に係る経費
- (9) 法令等又は公序良俗に反するおそれがある事業に係る経費
- (10) 補助事業と同一の事業において他の助成制度（補助金、委託費等）による財政的支援を受ける見込みのある事業に係る経費
- (11) 過去に浜松市スマート農業推進事業費補助金の交付を受けた者が実施する事業に係る経費
- (12) 補助事業の設置場所が固定される場合において、その設置場所の土地利用が法令に違反している事業に係る経費
- (13) その他、社会通念上、補助金の対象とするには不適切と判断される経費

## 6 補助金の交付条件

補助金には次の各号の交付条件が付きます。条件に違反した場合には、補助金の取消等の処分が科されることがあります。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、浜松市補助金交付規則及び浜松市スマート農業推進事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) 補助事業の内容の変更又は経費の額の変更(対象経費の20%以内の変更を除く。)をする場合は、変更承認兼変更交付申請書によりあらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (5) 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、市長に報告しなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助事業に基づく研究成果の事業化の状況、売上げ等について、補助事業年度の終了後5年間にわたり、毎年1回、市長に報告しなければならない。
- (7) 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (9) 補助事業者は、補助事業の完了により相当の収益が生じると認められる場合において、その収益の内容が当該補助金の交付の目的に沿わない場合には、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (10) 浜松市が設立した浜松スマート農業推進協議会に会員登録すること。ただし、既に会員登録している者は除く。※
- (11) 浜松市のスマート農業の普及を図る上で導入事例の効果等を紹介することに協力すること。
- (12) 補助事業者は、浜松市補助金交付規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、浜松市補助金交付規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付する。
- (13) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (14) 事業完了日の翌日から起算して14日以内又は事業開始日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、事業実績報告書を市長に提出すること。
- (15) 購入した機器等の取扱いについて、事業終了後も浜松市補助金交付規則及び浜松市スマート農業推進事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

※ 浜松市スマート農業推進協議会については浜松市公式 Web ページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/nousei/smart-kyougikai.html>) をご覧ください。

## 7 事業のスケジュール

### (1) 事前相談

必須ではありませんが、本補助金の申請を検討されている場合は事務局（産業部農業水産課）への

事前相談をおすすめしています。

相談時期：随時（窓口相談の場合は要予約。TEL：053-457-2328 担当：松尾）

(2) 補助金交付申請書等の提出

「8 申請に必要な書類」や別添の「提出書類の例」を参考に、補助金交付申請書ほか必要書類一式を作成・提出してください。

受付期間：令和4年11月14日（月）から令和5年1月6日（金）午後5時00分まで

(3) 審査委員による書類審査

補助金交付申請書の内容について、審査委員による書類審査を行います。

(4) 採択結果の通知

補助金の採択結果（採択または不採択）を、事務局より書面にて通知します。

通知時期：令和5年3月上旬（予定）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・以下は採択を受けた場合のみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・  
(詳細は採択決定後に別途通知します)

(5) 事業実施

補助金交付申請書に記載した事業計画に沿って、実際に補助事業を進めてください。

実施期間：令和5年4月1日（土）から令和6年2月28日（水）まで

(6) 事業実績報告書の提出

事業実績報告書ほか必要書類一式を作成・提出してください。

提出期限：令和6年2月28日（水）

(7) 補助金の額の確定・支払い

事業実績報告書の内容に基づき、補助金の額を確定し、事務局より口座振替にて支払を行います。

振込時期：令和6年3月頃（予定） ※事業実績報告書に不備があると支払いが遅くなります

**この補助金は事業終了後の精算払となります。  
事業完了前の概算払はできませんのでご注意ください。**

(8) フォローアップ調査への対応

補助事業終了後の進捗について、年1回のフォローアップ調査への回答をお願いします。

**8 申請に必要な書類**

次に示す書類のうち、該当するものを提出してください。なお、浜松市スマート農業推進事業費補助金交付要綱第6条第12号の規定に基づき、事業内容の把握・確認のために追加で書類の提出や、書類の不備等の修正をお願いする場合があります。

申請に必要な書類	
(1) 補助金交付申請書	9部（正本1部、写し8部）
(2) 申請者の概要が分かる資料（企業等のパンフレットなど）	9部
(3) 事業計画書	9部
(4) 収支予算書	9部
(5) 申請者の市税納付・納入確認同意書	1部

- ※ 農業者団体で申請する場合は、構成員全員について1部ずつ提出してください。
  - ※ 住所が浜松市外の場合は、所在地の市町村が発行する納税証明書を提出してください。
  - (6) 申請者の暴力団排除に関する誓約書 1部
    - ※ 農業者団体で申請する場合は、構成員全員について1部ずつ提出してください。
  - (7) 申請者の直近2期分の決算関係書類の写し 9部
    - ※ 農業者団体で申請する場合、代表申請者のみの提出で差し支えありません。
    - ＜申請者が法人の場合＞
      - 貸借対照表
      - 損益計算書
    - ＜申請者が個人の場合＞
      - 確定申告書の写し（青色申告決算書第1頁から第4頁まで。減価償却費の計算を別紙として  
いる場合には別紙も含みます）
  - (8) （給与所得者を雇用する申請者のみ）申請者の市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し  
または市民税・県民税特別徴収未実施理由書 1部
    - ※ 農業者団体で申請する場合は、該当する構成員全員について1部ずつ提出してください。
  - (9) （申請者が法人の場合のみ）申請者の発行後3ヶ月以内の履歴事項全部証明書 1部
    - ※ 農業者団体で申請する場合、代表申請者のみの提出で差し支えありません。
  - (10) 購入を予定している機器等の見積書、カタログ及び設置図面 9部
- ＜以下は購入した機器等の設置場所が固定される場合のみ必要＞
- (11) 設置場所の位置図 1部
  - (12) 土地所有者の承諾書又は設置場所の賃借等が証明できる書類の写し 1部
    - ※実施場所の土地の所有者が「申請者または申請者の世帯構成員」以外の場合のみ。
  - (13) 設置場所の土地利用に関する誓約書 1部

※様式のデータは浜松市公式ホームページ内にて公開・配布しています。

([https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/nousei/portal/smartagri\\_hojo.html](https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/nousei/portal/smartagri_hojo.html))

## 9 審査について

補助事業の採否は有識者及び専門家による書類審査を経て決定します。審査結果によって、補助金が交付されない場合、交付金額が減額される場合、追加の交付条件が付される場合がありますので、ご了承ください。

### 【審査基準】

申請者が享受する効果	先進的栽培技術設備等の導入により申請事業に改善が見られるか（所得向上、労務環境の改善等）
実行計画の実現可能性	申請事業の実施計画が妥当なものであるか、実現可能なものであるか。また、申請者は実現できる能力を有するか。
先進性の有無	申請事業がスマート農業としての先進性を有しているか。
産業・経済への寄与	申請事業により、市内農業者へのスマート農業の普及促進や地域産業への波及効果が期待できるか。

事業終了後の継続性	補助事業期間の終了後も、継続して事業展開ができるか。
補助金の有効性	最小の経費で最大の効果を発揮できるよう工夫されているか。事業規模に対して過剰な設備投資になっていないか。

## 10 補助金交付申請書の提出

「8 申請に必要な書類」に示す申請書類を用意し、以下の受付窓口まで直接ご持参ください。提出された書類等は返却いたしませんので、必ず手元に「写し」を保管してください。

申請にあたり提供された個人情報については、浜松市個人情報保護条例及び関係法令等を遵守し、適正な取り扱いに努めます。

### (1) 受付期間

令和4年11月14日（月）から令和5年1月6日（金）午後5時00分まで 必着・厳守

### (2) 受付時間

平日 午前8時30分から正午まで

午後1時00分から午後5時15分まで（最終日は午後5時00分まで）

### (3) 受付窓口

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2

浜松市 産業部 農業水産課 次世代農業推進グループ （担当：松尾）

## 11 注意事項

この補助金の申請・活用にあたっては、下記の注意事項を遵守してください。

### 事業全体

- (1) 浜松市補助金交付規則及び浜松市スマート農業推進事業費補助金交付要綱を遵守してください。
- (2) 採択事業の補助対象者、事業の概要等については、市のホームページ等で公表するほか、新聞等への掲載依頼、関係機関への資料提供等を行うことがありますのでご了承ください。
- (3) 事業は、単年度の取組みとなります。
- (4) 本補助金の利用は1事業者につき1回限りです。1度に複数の補助金交付申請書を提出したり、過去に本補助金の交付を受けた事業者が再度、本補助金の交付を申請したりすることはできません。
- (5) 申請者が補助金交付の決定の内容、交付の条件またはその他法令等に違反したときは、補助金の交付取消、返還請求、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (6) 補助事業年度または事業終了後5年以内に、補助事業に基づく発明、考案等について、特許、実用新案等を出願もしくは取得した場合、または出願・取得した権利について譲渡もしくは実施権を設定した場合、浜松市へのご報告をお願いします。
- (7) 補助事業で取得した機器等について貸付や譲渡等を検討する場合は、有償・無償を問わず、必ず事前に事務局に相談してください。

### 実施前

補助金交付申請書に記載する補助対象経費は、事前に見積を取るなどして経費を精査した上で、必要最小限の金額を計上してください。

### 事業実施期間中

- (1) 1 件（1 項目）500 千円以上の経費は複数者から見積を取り、経費節減に努めてください。
- (2) 次の場合には事前の承認が必要となりますので、必ず速やかに事務局に相談してください。
  - ① 補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合
  - ② 補助事業を中止または廃止しようとする場合

### 完了報告時

- (1) 経費支払の確認ができる書類を提出していただく必要があります。詳細は採択事業者宛てに別途ご案内しますが、見積書、発注書（契約書）、納品書、請求書、領収書、振込通帳の写し等が必要になります。
- (2) 補助事業を完了した日から起算して 14 日以内、または令和 6 年 2 月 28 日（水）のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出してください。
- (3) 補助事業の詳細についての聴取や現地調査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

### 事業完了後

- (1) 補助事業のフォローアップ調査にご協力をお願いします。フォローアップ調査では、補助事業に基づく研究成果や売上げ等のご報告をお願いします。
- (2) 補助事業で取得した、または効用の増加した施設・設備等の財産は、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助事業の目的に沿って活用してください。管理台帳（様式は別途ご案内します）を整備し、保管状況を明らかにしてください。「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和 31 年農林省令第 18 号）で定める耐用年数もしくは 10 年間のいずれか短い期間を経過するまでは、補助事業の目的以外の用途での使用はできません。また、譲渡、担保設定等も原則としてできませんのでご注意ください。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿・領収書等関係書類を整理し、補助事業終了後、10 年間保管しておかなければなりません。

## 12 問い合わせ先

浜松市 産業部 農業水産課 次世代農業推進グループ 担当：松尾

所在地：〒430-8652 浜松市中区元城町 103 番地の 2 （浜松市役所 本館 6 階）

連絡先：TEL：053-457-2328 FAX：050-3606-6171

E-mail：nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp